



(公印省略)

2 大健支第 282 号

令和 2 年 7 月 3 日

小郡三井医師会

会長 島田 昇二郎 殿

大刀洗町長 中山 哲志

(健 康 課)

小郡三井管内糖尿病等連携会議委員の推薦について (依頼)

日頃より、保健事業における多大なる御協力と御支援をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、平成 30 年度からご協力いただいております小郡三井管内糖尿病連携会議について、
2 年間の委員の任期が令和 2 年 3 月 31 日をもちまして満了となりました。

つきましては、ひきつづき委員にご就任いただきますようご配慮をお願い申し上げます。

ご就任いただける場合は、別紙 1 により委員就任に係るご承諾をお願いします。

また、ご都合が悪い場合は、別紙 2 によりご推薦をいただき、別紙 1 により当該ご本人様の
委員就任に係るご承諾をいただきますようお願いいたします。

業務多忙の折、大変恐縮ですが、7 月 31 日までに返信用封筒にて、ご返送いただきます
ようお願い申し上げます。

記

1. 推薦人数 2 名

2. 添付書類

1) 推薦書、就任承諾書

2) 小郡三井医師会管内糖尿病等連携会議設置要領

問い合わせ先

○小郡三井管内糖尿病連携会議事務局

大刀洗町役場健康課健康支援係

連絡先：77-1377

担当：渡辺・藪内

(別紙1)

就 任 承 諾 書

小郡三井管内糖尿病連携会議会長 様

小郡三井管内糖尿病連携会議委員への就任について承諾します。

年 月 日

住 所 〒
(勤務先)

所 属
電話番号
(勤務先)

職・氏名

印

(別紙 1)

就 任 承 諾 書

小郡三井管内糖尿病連携会議会長 様

小郡三井管内糖尿病連携会議委員への就任について承諾します。

年 月 日

住 所 〒

(勤務先)

所 属

電話番号

(勤務先)

職・氏名

⑩

(別紙2)

推 薦 書

小郡三井管内糖尿病連携会議会長 様

印

小郡三井管内糖尿病連携会議委員について、次の者を推薦します。

年 月 日

住 所 〒 _____

(勤務先) _____

所 属

電話番号

(勤務先) _____

職・氏名

(別紙2)

推 薦 書

小郡三井管内糖尿病連携会議会長 様

印

小郡三井管内糖尿病連携会議委員について、次の者を推薦します。

年 月 日

住 所 〒 _____

(勤務先)

所 属

電話番号

(勤務先)

職・氏名

小郡三井管内糖尿病等連携会議設置要領

(設置)

第1条 小郡三井管内の糖尿病有病者及び糖尿病重症者を減少させ、小郡三井管内の住民の健康増進を図るため、小郡三井管内糖尿病等連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この会議は、小郡三井管内の医療機関と行政が連携することで、糖尿病のコントロール良好者を増加させるための仕組みを構築・運用し、糖尿病性腎症等の重症化（合併症）を予防することを目的とする。併せて、糖尿病有病者の減少を目指すものとする。

(事業内容)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医療機関と行政の相互の連携強化に関すること。
- (2) 研修会・ケース検討会に関すること。
- (3) その他会議の目的達成及び運営に必要な事項。

(構成員)

第4条 会議は、小郡三井医師会推薦医師、小郡三井歯科医師会推薦歯科医師、久留米三井薬剤師会薬剤師等、会議に賛同する者及び管内行政機関の関係者のうち、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 小郡三井医師会推薦医師 3名程度（小郡三井医師会より推薦を受けた者）
- (2) 小郡三井歯科医師会推薦歯科医師 1名程度（小郡三井歯科医師会より推薦を受けた者）
- (3) 久留米三井薬剤師会薬剤師 1名程度（久留米三井薬剤師会より推薦を受けた者）
- (4) 北筑後保健福祉環境事務所 1名程度
- (5) 小郡三井管内行政機関 糖尿病対策部門 各市町2名程度
- (6) その他会長が糖尿病重症化予防を推進するために必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会議に会長と副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議を代表し、会議の進行と統括を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長欠席又は支障あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 会議は、定例会と臨時会の2種類とする。

2 定例会は年に2回程度、臨時会は会長が必要と認める場合に開催する。

3 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

(事務局)

第8条 会議の事務を行うため、事務局を管内行政機関の市町に置くものとする。

(費用)

第9条 第4条(1)から(3)に掲げる委員の報償は、別表を基準として支出するものとする。また、会議に係る費用については、事務局が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、構成員で協議し別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

報償費基準表

区分	金額
第4条(1)から(3)に掲げる 委員に支払う報償費	出席1回につき3,000円